

令和7年度 群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金 奨学生【定期採用第一次】募集案内

群馬県教育文化事業団では、学習意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を無利子で貸与します。

※申込資格や採用条件に該当するかどうかご不明の場合には、事前に学校又は事業団へご確認ください。

1 申込資格（次の5点すべてに該当する方）

(1)親権者等（親権者又は後見人）の住所が群馬県内にあること。

※親権者等が県外在住の場合、その都道府県の奨学金をご利用ください。

(2)高等学校等（高等学校又は専修学校の高等課程）に在学していること。

※高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含み、群馬県外の学校も該当します。

※高等専門学校は該当しません。また、専修学校の高等課程は、学校が事業団の認定を受ける必要があります。

※外国籍の人の場合は、在留資格が「特別永住者」、「永住者」又は「永住者の配偶者等」であること。

(3)学習意欲があり品行方正で、健康なこと。

※学習意欲や態度等が奨学生にふさわしいこと。

(4)経済的理由により修学が困難であること。

※次の家計基準に該当する必要があります。なお、生活保護受給世帯の場合は事前にケースワーカーにご相談ください。

(5)当事業団の奨学金や他の同趣旨の修学資金の貸与等を受けていないこと。

※母子父子寡婦福祉資金、定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費が該当します。

2 採用条件（奨学生となるための主な条件）

(1)家計基準 親権者等の認定所得金額が、別表2の収入基準額以下であること。

（詳しくは、3頁をご覧ください。）

※事業団ホームページの「家計基準の確認（Excel）」で簡単に判定できます。

(2)学力基準 基準は次のとおりです。

（基準に該当しない場合でも、奨学金を希望する方は学校にご相談ください。）

・高校での学習成績が、全教科平均（5段階評価）で3.0以上であること。

・高校での成績が未評定の場合は、中学3年時の学習成績が3.5以上であること。

(3)連帯保証人（1名）の選定 連帯保証人（親権者等）1名が必要になります。

※原則として、親権者等のうち本人世帯の主たる生計維持者としてください。

3 貸与する奨学金

(1)月額奨学金 国公立：18,000円、私立：30,000円（自宅外通学の場合5,000円加算できます。）

(2)入学一時金 国公立：50,000円、私立：100,000円（希望により、入学時の1回限り。）

(3)貸与期間 令和7年4月から正規の修業年限 ※1年生の場合、令和10年3月までの36か月間。

(4)貸与利率 無利子

(5)貸与方法 本人名義の口座（ゆうちょ銀行）に、3か月ごとに振り込みます。

※第1回目の奨学金（月額3か月分と希望のあった入学一時金）の振り込みは、令和7年6月27日（金）です。

4 申込み方法

- (1) 募集期間 令和7年4月10日(木)～5月12日(月)
- (2) 申込み先 在学している高等学校等 ※奨学金の手続は、すべて在学している学校を通じて行います。
- (3) 提出書類 提出書類一覧のとおり(当頁下部参照)

5 採用までの手続

- (1) 申込書類をもとに各学校長が基準に合致するかを審査し、事業団へ推薦します。
- (2) 事業団で選考委員会の審査を経て、採用決定し、6月中旬に各学校長あてに通知します。

6 奨学金の返還

- ・奨学金は貸付金であり、全額返還の義務があります。
- ・貸与総額に応じて6～14年で返還します。
※返還が可能かどうかをご検討ください。 例)【貸与】月18,000円×36月→【返還】年72,000円×9年
【貸与】月30,000円×36月→【返還】年90,000円×12年
- ・大学等への進学や病気などで返還が困難な場合には、返還を猶予(延期)することができます。
- ・貸与中に申込資格を失った場合(退学や親権者等の県外転出など)には、貸与が打ち切られます。

提出書類一覧

申込書類		留意事項
奨学金申込書 (様式第1号)		○記入例を参考に記入し、チェックリストで記入漏れがないか確認してください。 ※申込書は、原則として本人が記入し、親権者等欄は親権者等が自署してください。
(添付書類)	住民票	○市町村長発行の「世帯全員のもので、省略のない、本籍・続柄のわかるもの」。 ※申込書の家族欄と相違のある場合には、説明(申立書等)が必要です。 ※外国籍の人の場合は、在留資格を確認します。 ※一人親世帯等の場合で、住民票の本人の筆頭者欄が同居の親と異なるときは、親権者を確認するため、本人の「戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)」を提出してください。
	所得証明書	○市町村長発行の令和6年度所得(課税)証明書(令和5年分の収入・所得金額が記載されたもの)又は非課税証明書(所得(課税)証明書が発行されない場合) ※親権者等(父母)全員のものを提出してください(無収入でも必要)。
	特別控除に必要な書類	○別表1(3頁)「特別控除額」の控除を希望する場合に、必要となることがあります。 ※「就学者のいる世帯」、「母子・父子世帯」については、添付書類は不要です。 ※「障害者のいる世帯」は、障害者手帳等のコピーを添付してください。 ※上記以外は、年間の支出金額を証明する資料の添付が必要です。
誓約書・保証書 (様式第2号)		○借用予定総額は、正しく記入してください。金額の訂正はできません。 ※連帯保証人(親権者等)は、署名押印(実印)してください。
	印鑑登録証明書	○連帯保証人(親権者等)の市町村長発行のもの。
振込口座届 (様式第3号)		○ゆうちょ銀行で奨学生本人の総合口座を開設し、記入してください。
	通帳のコピー	○口座番号・名義人(フリガナ)ページのコピーを添付してください。

(注) 添付書類は、学校へ提出済みのものはコピーで差し支えありません。
また、同一世帯で複数申込みの場合には、一方の添付書類はコピーで差し支えありません。

◎家計基準について

※事業団ホームページの「家計基準の確認(Excel)」で簡単に判定できます。

次の計算式で算出した親権者等(父母)の「認定所得金額(ア)」が、別表2の収入基準額以下であること

「認定所得金額(ア)」＝ 親権者等(父母)の「所得金額(イ)」の合計 － 「別表1の特別控除額」

【「所得金額(イ)」の計算方法】…父母それぞれごと、所得の種類ごとに計算してから合計します。

- ① 給与所得の場合 「所得金額(イ)」＝ 所得証明書の給与収入金額－別表3の控除額
(令和5年の年間収入金額)
- ② 給与所得以外の場合 「所得金額(イ)」＝ 所得証明書の合計所得金額 (令和5年の所得金額)

(別表1)

特別の事情			特別控除額		
就学者のいる世帯(1人につき)	小学校		9万円		
	中学校		17万円		
	高等学校		国公立	(自宅) 19	(自宅外) 41
			私立	33	54
	高专	1～3年	国公立	28	50
			私立	54	76
		4～5年	国公立	40	62
			私立	66	88
	大学、大学院短大		国公立	67	116
			私立	111	159
	専修学校	高等課程	国公立	7	18
			私立	29	39
専門課程		国公立	25	71	
		私立	79	123	
母子・父子世帯		49万円			
障害者のいる世帯		1人につき 99万円			
親権者等が別居の世帯		年間特別支出額(上限71万円)			
長期療養者のいる世帯		年間特別支出額			
火災、風水害等被災世帯		年間支出増・収入減額			

(別表2)

世帯人員	収入基準額
1人	129万円
2人	206万円
3人	238万円
4人	257万円
5人	276万円
6人	293万円
7人	307万円

※以降1人14万円を加算

(別表3)

年間収入金額(A)	控除額(B)
329万円以下	Aと同額
330～400万円	A×0.2 + 263万円
401～878万円	A×0.3 + 223万円
879万円以上	486万円 (一律)

※なお、令和5年の所得金額では家計基準を満たさない場合で、令和6年以降に転職や失業等により所得が減少した場合は、減少後の金額(年額換算)で判定も可能ですので、事業団にご相談ください。

※詳しくは、事業団のホームページ(Q&Aやチェックリスト、様式等も掲載)をご覧ください。

《お問合せ先》 公益財団法人 群馬県教育文化事業団 奨学金課
 電話：027-243-0411 ※日曜・月曜・祝日は休みです。
 URL <https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/syougakukin>

